

令和 5 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（国土交通省総合政策局環境政策課）

項 目 名	より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る特例措置の延長		
税 目	地球温暖化対策のための税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 地球温暖化対策を適正に推進するため、モーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業の用に供される以下の燃料に係る地球温暖化対策のための税が還付される。 ①内航海運、一般旅客定期航路事業（遊覧除く）の用に供した軽油又は重油 ②第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用に供した軽油 ③国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料 【要望の内容】 現行の還付措置を 3 年間（令和 5 年度～令和 7 年度）延長する。 【関係条文】 租税特別措置法 第 90 条の 3 の 2、第 90 条の 3 の 4、第 90 条の 7（第 3 項を除く。） 租税特別措置法施行令 第 48 条の 7 租税特別措置法施行規則 第 39 条の 4、第 39 条の 5		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （▲4,000 百万円の内数） （ — 百円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）においては、2030年度における運輸部門のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、2013年度比で約35%減の水準にすることとされている。 運輸部門は、我が国の二酸化炭素排出量の約2割を占めることから、運輸部門の低炭素化が我が国の温室効果ガス削減に果たす役割は大きい。そのため、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月閣議決定）においては、地球温暖化対策・施策として、「物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する」こと（モーダルシフトの推進）や、「公共交通機関の利用促進」が位置づけられているところである。 このような状況の中、引き続きモーダルシフトを推進し、公共交通機関の利用を促進するよう、当該事業の用に供される燃料に係る地球温暖化対策のための税の還付措置を延長し、我が国の地球温暖化対策を促進する。 (2) 施策の必要性 運輸部門は、我が国の二酸化炭素排出量の約2割を占めることから、運輸部門の低炭素化が我が国の温室効果ガス削減に果たす役割は大きい。還付措置は、地球温暖化対策のための税が地球温暖化対策として位置づけられているモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用促進に逆行する負の経済的インセンティブとなることを回避し、温室効果ガスの排出削減を図るものであり、これらの事業の用に供される燃料については還付措置が必要である。		
	今回の要望（租税特別措置）に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。
租税特別措置の適用又は延長期間			3年間（令和5年度～令和7年度）
同上の期間中の達成目標			温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。
政策目標の達成状況			温室効果ガスの排出量の削減に寄与している。

	有効性	要望の措置の適用見込み	405 業者（海運 347 業者、鉄道 39 業者、航空 19 業者）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地球温暖化対策のための税がモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に逆行する負のインセンティブとなることを回避し、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に関連する事項		要望の措置の妥当性	本措置は、地球温暖化対策のための税に係る還付措置の延長を求めるものであり、当該税がモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に逆行する負の経済的インセンティブとなることを回避することによって温室効果ガスの排出削減を図る適正な方法である。また、補助金等による補填等に比べて最も効果的かつ効率的な措置である。
		租税特別措置の適用実績	平成 30 年度 406 業者（海運 345 業者、鉄道 41 業者、航空 20 業者） ▲5,276 百万円 令和元年度 406 業者（海運 346 業者、鉄道 40 業者、航空 20 業者） ▲5,334 百万円 令和 2 年度 405 業者（海運 347 業者、鉄道 39 業者、航空 19 業者） ▲3,717 百万円 （令和 2 年度要望時の減収見込額 ▲5,260 百万円）
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	温室効果ガスの排出量の削減に寄与している。
	前回要望時の達成目標	温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	温室効果ガスの排出量の削減に寄与している。
これまでの要望経緯		平成 22 年度 新設要望 平成 24 年度 創設 平成 26 年度 延長 平成 29 年度 延長 令和 2 年度 延長